

平成25年12月19日

平成25年
第5回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第12号

特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年12月19日

提出者	野洲市議会議員	矢野 隆行
賛成者	野洲市議会議員	野並 享子
賛成者	野洲市議会議員	太田 健一
賛成者	野洲市議会議員	東郷 正明
賛成者	野洲市議会議員	丸山 敬二
賛成者	野洲市議会議員	中塚 尚憲
賛成者	野洲市議会議員	河野 司
賛成者	野洲市議会議員	高橋 繁夫
賛成者	野洲市議会議員	坂口 哲哉
賛成者	野洲市議会議員	市木 一郎
賛成者	野洲市議会議員	井狩 辰也
賛成者	野洲市議会議員	上杵 種雄
賛成者	野洲市議会議員	岩井智恵子
賛成者	野洲市議会議員	栢木 進

特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書（案）

県立野洲養護学校は、今年度で開校 6 年目を迎え、児童生徒数が 317 名在籍している県下最大規模の特別支援学校となりました。開校した当時は、190 名の児童生徒でスタートしました。県の調査でも児童生徒は今後ますます増えて、平成 34 年には、428 名に達すると報告されています。教育環境が年々悪化しており、その結果児童生徒の安全に関わる様々な問題が発生しています。また障害の重度化、重複、多様化も進み、個別指導を必要とする児童生徒も増加しています。

今日特別支援学校の大規模化問題は全国共通の問題であり、京都、大阪などの近府県では、学校規模の適正化を図るための学校新設が続いています。滋賀県においても今年度教育委員会内に大規模化に対する検討組織を作り、来年度には有識者を交えた検討をするとされています。

児童生徒が増えている中で新しい学校が新設されない実態には、根本に特別支援学校の設置基準がない問題があります。

「設置基準」は、学校教育法第 3 条で、学校を設置する者は「設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、全ての学校に「設置基準」が定められています。設置基準は、学級数から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に設置すべき施設も明記されています。ところが、特別支援学校では設置基準がないため、300 名を超える学校が放置されているのが現状であります。

早急に、特別支援学校の「設置基準」を策定されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 19 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		

意見書第13号

県立野洲養護学校にかかわる意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年12月19日

提出者	野洲市議会議員	矢野 隆行
賛成者	野洲市議会議員	野並 享子
賛成者	野洲市議会議員	太田 健一
賛成者	野洲市議会議員	東郷 正明
賛成者	野洲市議会議員	丸山 敬二
賛成者	野洲市議会議員	中塚 尚憲
賛成者	野洲市議会議員	河野 司
賛成者	野洲市議会議員	高橋 繁夫
賛成者	野洲市議会議員	坂口 哲哉
賛成者	野洲市議会議員	市木 一郎
賛成者	野洲市議会議員	井狩 辰也
賛成者	野洲市議会議員	上杵 種雄
賛成者	野洲市議会議員	岩井智恵子
賛成者	野洲市議会議員	栢木 進

県立野洲養護学校にかかわる意見書（案）

県立野洲養護学校は、今年度で開校 6 年目を迎え、児童生徒数が 317 名在籍している県下最大規模の特別支援学校となりました。開校した当時は、190 名の児童生徒でスタートしました。県の調査でも児童生徒は今後ますます増えて、平成 34 年には、428 名に達すると報告されています。教育環境が年々悪化しており、その結果児童生徒の安全に関わる様々な問題が発生しています。また障害の重度化、重複、多様化も進み、個別指導を必要とする児童生徒も増加しています。

今日特別支援学校の大規模化問題は全国共通の問題であり、京都、大阪などの近府県では、学校規模の適正化を図るための学校新設が続いています。滋賀県においても今年度教育委員会内に大規模化に対する検討組織を作り、来年度には有識者を交えた検討をするとされています。

児童生徒が増えている中で新しい学校が新設されない実態には、根本に特別支援学校の設置基準がない問題があります。

「設置基準」は、学校教育法第 3 条で、学校を設置する者は「設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、全ての学校に「設置基準」が定められています。設置基準は、学級数から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に設置すべき施設も明記されています。ところが、特別支援学校では設置基準がないため、300 名を超える学校が放置されているのが現状であります。

早急に、次の点を実現されるよう強く求めます。

記

1. 特別支援学校の適正規模について基準を明らかにすること。
2. 特別支援学校の適正規模の基準に応じた学校を増設すること。
3. 特別支援学校寄宿舎の入居希望枠を現状に対応できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 19 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

滋賀県知事
滋賀県議会議長 } 宛

意見書第14号

憲法第25条に基づく社会保障の充実を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年12月19日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

憲法第 25 条に基づく社会保障の充実を求める意見書（案）

安倍政権がすすめる「社会保障制度改革」は、「制度改革」の基本を「国民の自助・自立のための環境整備」とし、憲法第 25 条に基づく社会保障を解体して、公的支えをなくし、国民を無理やり「自助」に追い込むというものである。自らの悪政によって生み出した貧困や生活苦の解決を、「自己責任」と「家族による助け合い」に押し付け、社会保障にたいする国の責任を丸ごと放棄し、医療、介護、年金、子育てなど社会保障のあらゆる分野で負担増と給付減を強行する内容となっている。

これは、社会保障の理念の大転換である。憲法第 25 条は、社会保障・社会福祉の向上・増進に努めることを国に義務づけており、これを基本理念に、だれもが安心して医療や介護などを受けることができるよう国が責任をもつ公的な社会保障制度が整えられてきた歴史がある。

憲法第 25 条の理念に真っ向から反する「社会保障構造改革」ではなく、憲法第 25 条に基づく社会保障の充実が必要である。

よって本市議会は、憲法第 25 条に基づく社会保障の充実を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 19 日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

意見書第15号

軽自動車税の課税強化に反対し現行税率の維持を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年12月19日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 中塚 尚憲

軽自動車税の課税強化に反対し現行税率の維持を求める意見書（案）

政府は2015年4月1日以降に購入する軽自動車（660cc、自家用乗用）の税率を現行7,200円から10,800円の1.5倍に引き上げることと、貨物用や営業用の税率を1.25倍にすることを税制大綱に盛り込みました。

軽自動車は、「小回りが利くこと」「普通自動車と比べて税金が安いこと」もあって、複数台数所有する世帯もあり、女性や高齢者の利用も多く、経済産業相も「地方では生活の足であり、ユーザーの負担増にならないようにしたい」と述べているように、地域の重要な足としての役割を担っている。

政府の統計でも、軽自動車の保有台数は、2,760万7,891台（平成24年3月末）で、車検制度導入後の昭和52年以降36年間連続して普及がすすんでいる。滋賀は100世帯あたりの保有台数は77.2台となっている。

政府・総務省は、消費税が10%の段階で自動車取得税の廃止を決めているが、8%の段階で自家用車の税率を5%から2%に、軽自動車などは3%から1%に引き下げる代わりに、自動車税の値上げを実施する方向である。

これが実施されれば、庶民は大幅な負担増になる。荷物の運搬等に利用している中小零細業者の経営にも大きな影響を与える。東日本大震災の復興にも大きく影響する。

今回は新車対象と言うことであるが、自動車取得税廃止の財源とされているため、今後税額が引きあげられる可能性や、普通車との差を縮小することも検討されていたことから、今後中古車に対しても広げられる可能性がある。

よって、軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

宛

意見書第16号

特定秘密保護法の強行採決に抗議し廃止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年12月19日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

特定秘密保護法の強行採決に抗議し廃止を求める意見書（案）

政府は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる「特定秘密の保護に関する法律」を臨時国会で、強行採決が行われ可決しました。

特定秘密保護法は、第1に、秘密の範囲が政府の裁量で決められ、広がりかねない。第2に、秘密の期間は、30年が修正で60年に更新、事実上無期限で秘密とすることも可能であり、今日の情報公開の流れに逆行する。第3に、国会議員も処罰対象とされており「国権の最高機関」である国会議員の政府への質問でも、政府は「特定秘密」との理由で答弁を拒否することにもなる。第4に、秘密を取得する行為は最高10年の懲役に、また「未遂、教唆、扇動」も罰せられる。

報道機関取材活動が秘密の不当取得と見なされ、処罰される可能性もある。「国民の基本的な人権を侵害しない」とされる文言を盛り込むとはいえ、漠然とした言い方では歯止めにならない。たとえば、原発の問題でも、原発の安全性に関わる問題でさえ、原発に対するテロ活動防止の観点から、特定秘密にされるおそれがある。また、TPP交渉に関わる情報も、外交に関する情報として特定秘密に指定され、その漏洩や取得、つまり内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民はこれからの生活に関わる重要な情報を知ることができなくなる。

自民党の石破幹事長が、国会前での反対行動を「テロ行為」とブログに書いたことから、国民を縛る内容であることは図らずも露呈した。このように、この法は、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせて、民主主義の根幹を破壊する危険な内容である。本議会は、日本国憲法の定める基本的な人権尊重の精神にも反する「特定秘密保護法」強行採決に抗議し、政府におかれては、「特定秘密保護法」の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日

滋賀県野洲市議会議員 立入 三千男

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
内閣府特命担当大臣

宛
(少子化対策・消費者及び食品安全・男女共同参画)・特定
秘密保護法案担当